

中部電力からの報告の概要
(5日18時50分までに受けたもの)

- 平成30年6月5日15時頃、定期試験のため起動した非常用D/G(B)号機において、社員が現場確認中に、非常用D/G(B)号機の排気ライン付近からの空気漏えいを確認し、当該(B)号機を16時07分に停止させた。
- 詳細な調査・点検が必要なため、16時20分に非常用D/G(B)号機を待機除外とした。
- 浜岡原子力発電所の保安規定では、運転上の制限として、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換の期間においては、非常用高圧母線に接続する非常用D/Gを含め2台の非常用発電設備が動作可能であることが要求されている。
- 浜岡原子力発電所5号機の非常用D/G(C)号機は点検のため待機除外としており、運転上の制限の逸脱を満足するために非常用D/G(A)号機及び(B)号機を待機させていたが、非常用D/G(B)号機を待機除外としたことから、16時20分に、保安規定に基づく運転上の制限の逸脱を宣言した。
- 調査の結果、消耗品の交換や機器の調整により速やかに復旧できるものではないことから、17時06分に実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条第5号「発電用原子炉施設の故障により、運転上の制限を逸脱したとき」に該当すると判断し、原因を調査中。なお、本事象による環境への放射能の影響はない。